平成２２年（フ）第１１８９号
千葉市花見川区花見川１番23棟105号
債務者　神山　信子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８２号
千葉県印西市滝野４丁目１番９号棟1002
債務者　櫻谷　　進
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２８３号
千葉県印西市山田3282番地
債務者　大野真知子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２９０号
千葉県富里市七栄７番地41
債務者　鈴木　和夫
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２９２号
千葉県佐倉市石川572番地２　県営住宅５棟406号
債務者　阿部姫代美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２９４号
千葉県八千代市八千代台南３丁目10番５―25号、申立時の住所千葉県成田市囲護台２丁目10番地８　ツリーハイツ囲護台Ｂ―202
債務者　下地　勝巳
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２９８号
千葉県富里市日吉倉54番地16
債務者　菊谷　忠司
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０８号
千葉県成田市西三里塚１番地1356　メゾンオオクラⅡ棟203
債務者　神谷　**錞**一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１０号
千葉県八街市榎戸836番地１　ソフィアパレスＡ101号
債務者　伊藤　由衣
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１６号
千葉県印西市滝野４丁目１番９号棟1002
債務者　櫻谷智津子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２５号
千葉県八街市八街ろ145番地410　アクティフ弐番館202
債務者　越川　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２８号
千葉県八街市八街ほ174番地３　ローズガーデン108号
債務者　山崎佐知子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３１号
千葉県佐倉市江原台２丁目10番地14　ハイツスカイエアー104
債務者　櫻井　　晃
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３２号
千葉県八街市八街い387番地76
債務者　高山　弘江
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５８号
静岡県三島市徳倉936番地の１　ツリーベル205
債務者　河村　　力
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
静岡県駿東郡長泉町納米里404番地の１　レジデンスＫｉｓｅ205号
債務者　田村　文乃
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
静岡県沼津市松沢町２番地の18、前住所静岡県沼津市下香貫石原1328番地の５
債務者　渡邉　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係